

「遺伝子組換え農作物等の環境リスク管理に関する懇談会」の中間とりまとめについて

平成14年7月
技術会議事務局

- 1 2000年1月、生物多様性の保全とその持続可能な利用への悪影響（雑草化、近縁野生種との交雑など、環境への悪影響）を防止するため、遺伝子組換え生物の輸出入等の国際的枠組みを定めるカルタヘナ議定書が採択された。
- 2 我が国も、議定書の批准に向け、関係省（環境省、農林水産省、経済産業省、文部科学省）が役割分担してそれぞれ審議会等の場で検討してきている。
- 3 農林水産省においては、議定書に整合的で、かつ国民の理解と信頼の得られる国内制度のあり方について、「遺伝子組換え農作物等の環境リスク管理に関する懇談会」（今村奈良臣座長）を設置して検討してきたところであり、7月15日（月）の第7回懇談会において中間とりまとめが行われた。
- 4 また、懇談会の中間とりまとめについては、関係省の審議会での中間とりまとめと時期をあわせてパブリック・コメントを求め、その結果を踏まえて最終的なとりまとめを行うこととなっている。
- 5 今後、環境省を中心に関係省が一体となって、議定書及び所要の国内法を次期通常国会に提出すべく作業を進めていくこととなる。

《中間とりまとめのポイント》

遺伝子組換え農作物等の環境リスクを管理する新たな仕組みの構築

- 1 カルタヘナ議定書と整合性がとれ、かつ、国民の理解と信頼が得られるような法的枠組みを構築。
- 2 新たな仕組みでは、遺伝子組換え農作物等の開発者と国の適切な役割分担の下、

それぞれの遺伝子組換え農作物等の利用前に、最新の科学的知見に基づき、環境への悪影響の可能性をリスクとして科学的に評価。

リスク評価結果に基づき、遺伝子組換え農作物等の利用によるベネフィット（便益）、リスク管理に伴う社会的な費用などの諸要素も考慮して、環境リスクを管理するための措置を決定、実施。

リスク評価、管理の全体にわたって、国民各層との間のコミュニケーションを確立。

- 3 新たな科学的知見が発見された場合は、迅速に環境リスクの再評価を行い、必要な場合にはリスク管理措置を見直し。
- 4 最新の科学的知見の収集体制の整備、よりの確な環境リスクの評価・管理のための調査研究を推進。

環境リスクの管理措置の内容

- 1 管理措置の内容は、利用形態（栽培向け、食用・飼料用等の消費向け等）の相違、環境リスクの程度に応じて決定。

- 2 環境リスクの評価を終えた遺伝子組換え農作物等を実際に利用する際には、万一の場合に備えて、モニタリング等を実施。
- (1) 栽培用種子など環境放出されるものを対象とすることを基本に、環境リスクの程度に応じたモニタリングを実施。
- (2) 万一、環境への悪影響が発見された場合は、開発者が事前に策定し国が認めた計画に基づき緊急措置を実施。
- (3) 栽培用種子の生産・流通過程の追跡を可能とするシステムの構築に向けて検討。
- 3 環境リスクの評価を終わっていない遺伝子組換え農作物等の国内流通防止のため、監視等を実施。
- (1) 水際での現物の抜き取り検査等を実施。
- (2) 環境リスクの評価を終わっていないものが発見された場合は、速やかに回収等の措置を実施。
- (3) 輸入農産物の中に、環境リスクの評価を終わっていない遺伝子組換え農作物等が意図せず少量混入している場合は、国内流通は認められるべきではないことが基本。しかし、遺伝子組換え農作物等の性質、利用形態から科学的に判断して我が国の環境への悪影響の可能性が極めて低く、国内流通を認めてよいケースがあれば、あらかじめ、これに該当するケースとその場合に許容される混入の上限（許容率）を設定。

その他

遺伝子組換え品種と、非組換え品種との交雑による生産・流通上の問題については、別途検討。